

令和7年度 就学援助（準要保護児童生徒援助費）について

就学援助とは、経済的な理由によって、小中義務教育学校に就学することが困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、生活保護制度に準じた必要な援助を行う事業で、次のような支給が受けられます。

準要保護児童生徒援助費（支給費目及び支給額一覧）

支給費目	対象経費の範囲	支給額（年額）
学校給食費 （現物支給）	・学校給食費の実費額 （年度途中の認定の場合は、認定の月以降の費用に限る）	小学校：45,100 円 中学校：50,600 円
通学費	・児童または生徒が <u>最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</u> （学区外及び区域外就学を除く）	左記の範囲内で認められる額
学用品等購入費	・通常必要とする学用品費等を購入するための経費	小学校：11,630 円 中学校：22,730 円
新入学児童・生徒 学用品費	・新たに入学する者が通常必要とする学用品等の購入に要する経費（次年度に小中学校へ入学予定である者に限る）	小学校：57,060 円 中学校：63,000 円
修学旅行費	・修学旅行に参加するために直接必要な費用（交通費、見学料、宿泊費用等の合計） （修学旅行実施時に認定されていた者に限る）	小学校：－ 中学校：●60,910 円
校外活動費 （宿泊なし）	・遠足等の校外活動に直接必要な交通費、見学料の合計額 （校外活動実施時に認定されていた者に限る）	小学校：●1,600 円 中学校：●2,310 円
校外活動費 （宿泊あり）	・宿泊活動に直接必要な交通費、見学料、宿泊費の合計額 （宿泊活動実施時に認定されていた者に限る）	小学校：●3,690 円 中学校：●6,210 円
クラブ活動費	・部活動に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費	小学校：－ 中学校：●30,150 円 ※要領収書保管 ※詳細は裏面参照
生徒会費	・生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む）として一律に負担すべきこととなる経費	小学校：●4,650 円 中学校：●5,550 円
PTA会費	・学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	小学校：●3,450 円 中学校：●4,260 円
卒業アルバム代	・小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常制作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校：11,000 円 中学校：10,000 円
オンライン学習 通信費	・ICTを通じた教育が、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費	小学校：●15,000 円 中学校：●15,000 円

※金額は年額になります。年度途中からの認定の場合は、認定月分からの支給となります。

※●印の金額は上限額となり、実際に必要となった経費が支払われます。

※ 小学校は義務教育学校前期課程、
中学校は義務教育学校後期課程を含む

かすみがうら市教育委員会
学校教育課 学校教育担当
TEL 0299-59-2111／029-897-1111